

学校法人東邦大学特定機能病院の医療安全に係る監査委員会規程

施 行 平成 29 年 3 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、医療法施行規則に基づき、本法人内に設置する特定機能病院（以下「当該病院」という。）の医療安全に係る管理体制等の取組状況を、中立的かつ客観的な立場から監査するための監査委員会（以下「委員会」という。）に関する基本事項を定める。

(監査対象)

第 2 条 監査対象は、東邦大学医療センター大森病院とする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 3 名以上 6 名以内で構成する。ただし、委員長および委員の半数を超える数の者は、本法人と利害関係のない者とする。また、本法人と利害関係のない者には、次の各号に掲げる者を含むものとする。

- 一 医療に係る安全管理または法律に関する識見を有する者・その他の学識経験を有する者
- 二 医療を受ける者・その他の医療従事者以外の者（前号に掲げるものを除く。）

2 委員は、開設者（理事長）が委嘱する。

3 委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が任期中に辞任した場合、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置き、本法人と利害関係のない委員の中から開設者（理事長）が指名する。

(業務)

第 4 条 委員会は、当該病院における医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全責任者等の業務の状況について、管理者（病院長）等から報告を求め、または必要に応じて自ら確認を実施する。

2 委員会は、必要に応じ、医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう、開設者（理事長）または管理者（病院長）に対し、意見を表明する。

(開催)

第 5 条 委員会は、開設者（理事長）が召集し、年 2 回以上開催する。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めた場合は、臨時委員会を開催すること

ができる。

3 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(報告および公表)

第6条 委員長は、委員会の評価結果を、委員会終了後2か月以内に開設者（理事長）へ報告し、当該病院のホームページ等で公表する。

(事務)

第7条 委員会の事務は、法人本部総務部が担当し、委員会の内容について記録を作成する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の議決を必要とする。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。